

教習項目

11

追越し



① 追越しの禁止 (法2・17・29・30)

追越しとは、車が進路を変えて、進行中の前の車の前方に出ることをいいます。

追越しは、進路を変え加速したうえで、再び進路を戻すという複雑な運転操作を必要とします。

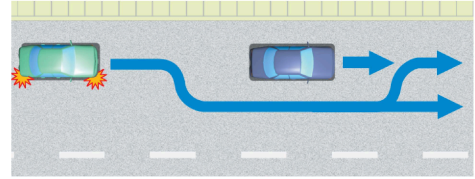
Research

より深く…

「追越しと追抜きの違い」

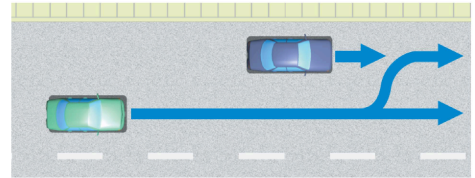
●追越し

進路を変えて前車の前方に出る



●追抜き

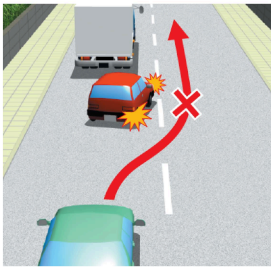
進路を変えないで前方に出る



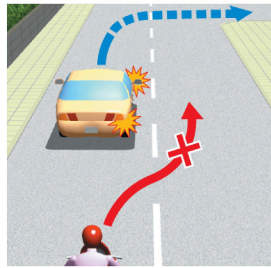
① 追越しを禁止する場合

次の場合は危険ですから追越しをしてはいけません。

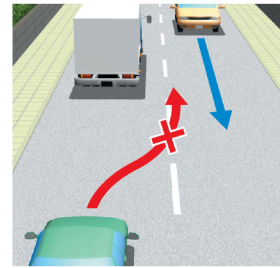
① 前の車が自動車を追い越そうとしているとき（二重追越し）。



② 前の車が右折などのため右側に進路を変えようとしているとき。



③ 道路の右側部分に入って追越しをしようとする場合に、反対方向からの車や路面電車の進行を妨げるようなとき。



Research

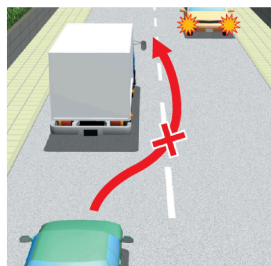
より深く…

「二重追越しにならない場合」

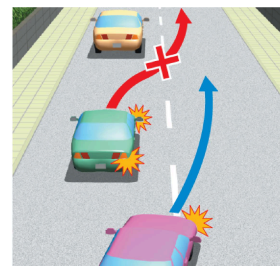
前の車（自動車・原付・軽車両）が原付・軽車両を追い越すときは、二重追越しにはなりません。



④ 前の車の進行を妨げなければ道路の左側部分に戻ることができるようなとき。



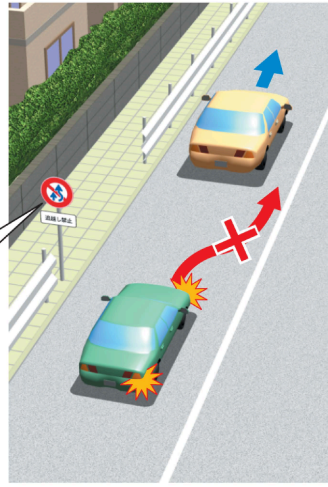
⑤ 後ろの車が自分の車を追い越そうとしているとき。



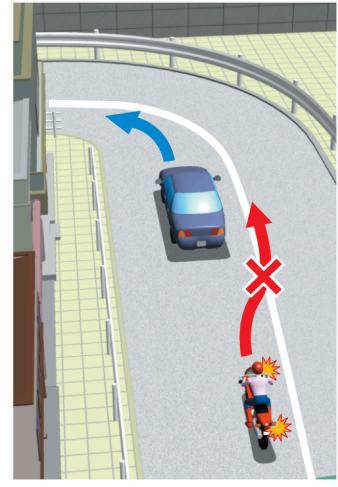
2 追越しを禁止する場所

次の場所では、自動車や原動機付自転車を追い越すため、進路を変えたり、その横を通り過ぎたりしてはいけません。

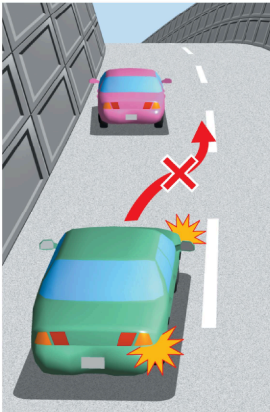
- ① 標識により追越しが禁止されている場所



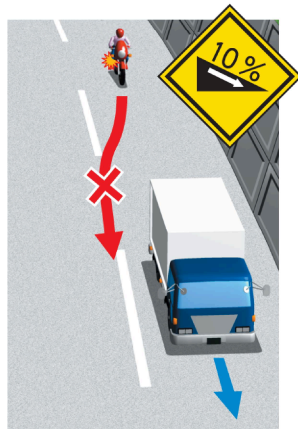
- ② 道路の曲がり角付近



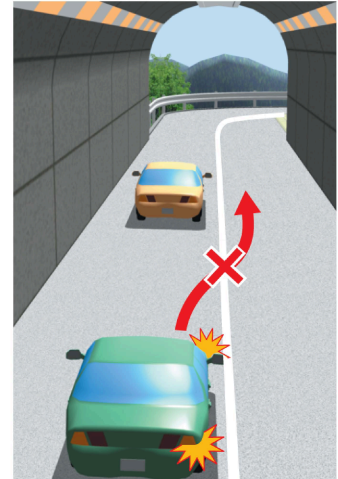
- ③ 上り坂の頂上付近



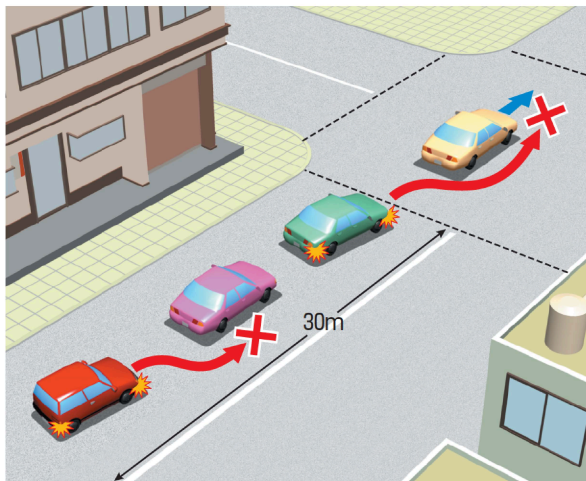
- ④ こう配の急な下り坂



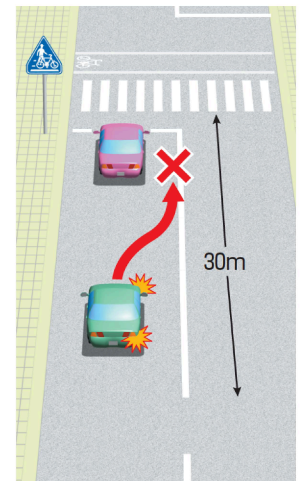
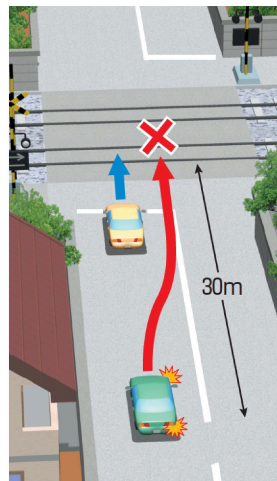
- ⑤ トンネル（車両通行帯がある場合を除きます。）



- ⑥ 交差点とその手前から30メートル以内の場所（優先道路を通行している場合を除きます。）



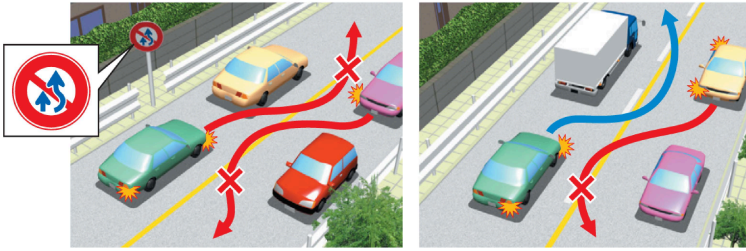
- ⑦ 踏切、横断歩道、自転車横断帯とその手前から30メートル以内の場所



3 道路の右側部分へのはみ出し追越しの禁止

標識や標示で示されているときは、追越しのために道路の右側部分にはみ出して通行してはいけません。

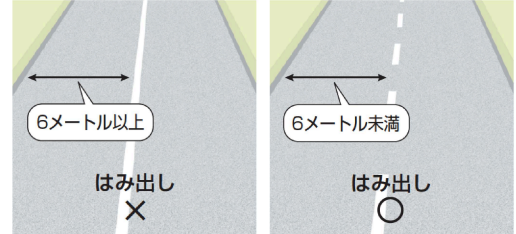
- ◆両側とも右側部分にはみ出し禁止 ◆片側のみ右側部分にはみ出し禁止



Research より深く...

「道幅と中央線の標示」

左側部分の幅が6メートル以上ある道路では、右側部分にはみ出して追越しをしてはいけません。この場合、中央線が白の実線で示されています。

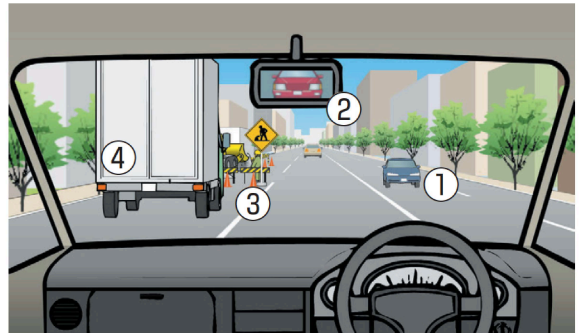


2 追越しの方法(法28)

1 安全な追越しの速度と方法

追越しをしようとするときは、次のことに十分注意し、道路の状況などに応じてできる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

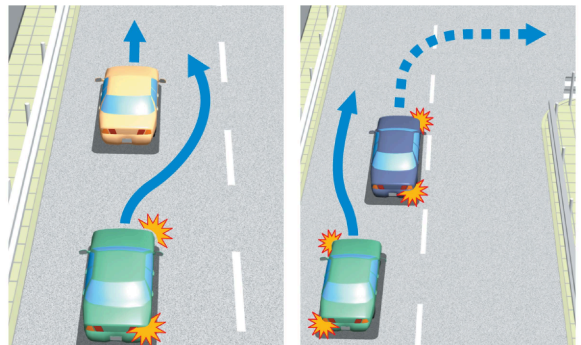
- ① 反対方向からの交通
- ② 後方からの交通
- ③ 追い越す車や路面電車の前方の状況（車や歩行者、その他の障害物など）
- ④ 追い越す車や路面電車の速度とその進路



2 右側追越しと左側通過

ほかの車を追い越すときは、その右側を通行しなければなりません。

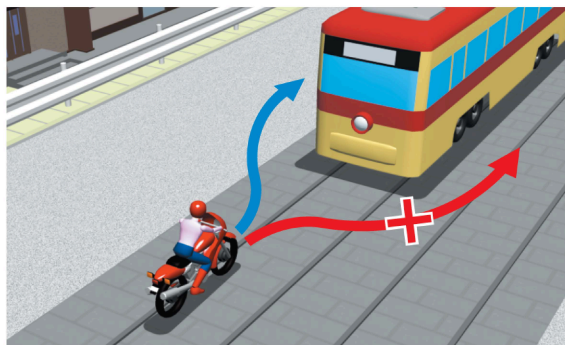
しかし、ほかの車が右折するため、道路の中央（一方通行の道路では、右端）に寄って通行しているときは、その左側を通行しなければなりません。



3 路面電車を追い越す場合

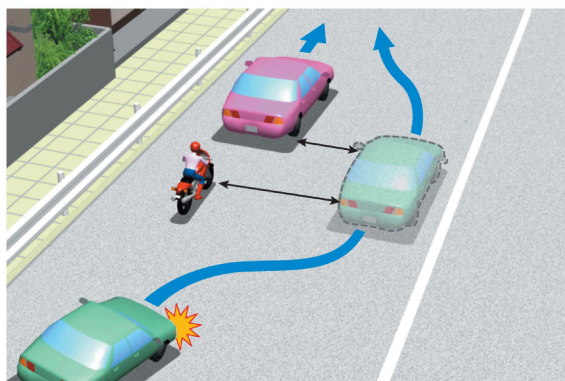
路面電車を追い越そうとするときは、その左側を通行しなければなりません。

しかし、軌道（レール）が道路の左端に寄って設けられているときは、その右側を通行することができます。



4 安全な側方間隔の保持

追越し中は、追い越す車との間に、安全な間隔を保つようにしなければなりません。



5 追越し後の車線変更

車両通行帯のある道路で、最も右側の車両通行帯を通行して追越しをする場合は、追越しが終わったときは、速やかにそれ以外の車両通行帯に戻らなければなりません。最も右側の車両通行帯を通行し続けると、速度超過になったり、車間距離が短くなったりして危険です。また、ほかの車の追越しを妨害し、交通の流れを阻害するなど、迷惑にもなります。

6 追越しの運転手順

追越しは、次の順序でしましょう。

1 追越し禁止場所でないことの確認

追越し禁止の場所でないことを確かめます。

2 前方、右側及び右斜め後方の安全確認

前方の安全を確かめるとともに、自分の目やバックミラーなどで右側や右斜め後方の安全を確かめます。道路の右側部分にはみ出した追越しをする場合には、反対方向の安全を必ず確かめます。

3 右の方向指示及び進路変更

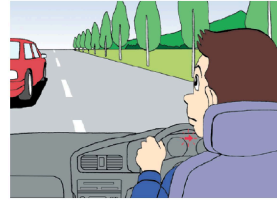
- ① 右側の方向指示器を出します。
- ② 約3秒後、最高速度の制限内で加速しながら進路をゆるやかに右にとり、前の車の右側を安全な間隔を保ちながら通過します。

4 左の方向指示、進路変更及び合図の終了

- ① 左側の方向指示器を出します。
- ② 追いついた車がルームミラーで見えるくらいの距離まで（二輪車は、追いついた車との車間距離が十分にとれるまで）そのまま進み、進路をゆるやかに左にとります。
- ③ 合図をやめます。

- ① 追越し禁止場所ではないか
- ② 車間距離を十分とる（接近しすぎると見通しが悪くなる）
- ③ 前方の安全を確認する（対向車はないか）。右側や右斜め後方の安全も確認する（自分の目やバックミラーで）
- ④ 右の方向指示器を出す

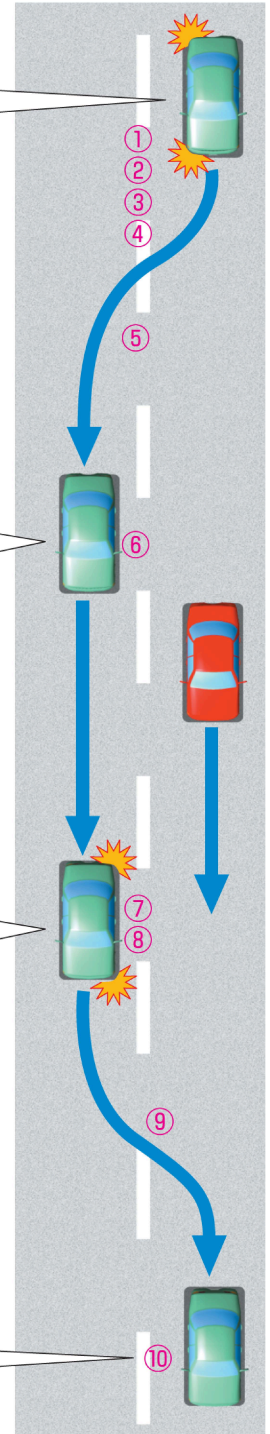
- ⑤ 加速しながら、進路をゆるやかに右へ（約3秒後）
- ⑥ 追いつこうとする車との間に安全な間隔を保つ



- ⑦ 左の方向指示器を出す
- ⑧ 追いついた車がルームミラーで見えるくらいの距離になるまで進む（追いついた車の走行を妨げないように）
- ⑨ 進路をゆるやかに左にとる



⑩ 合図を終わる

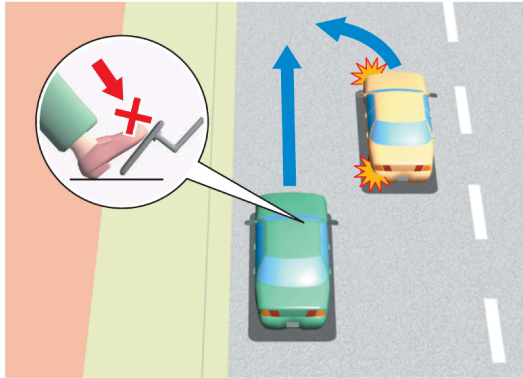


③ 追い越されるとき の注意 (法27)

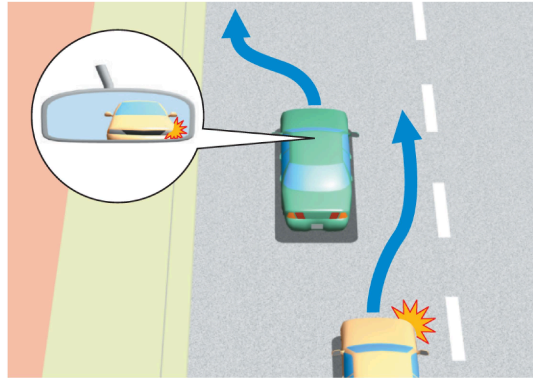
追い越されるときは、**追い越しが終わるまで速度を上げてはいけません。**

また、**追い越しに十分な余地のない場合は、できるだけ左に寄り進路をゆずらなければなりません。**

◆加速の禁止



◆進路をゆずる

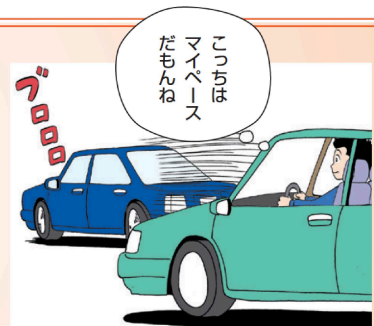


セーフティエチケット

5分早く出発

少しでも早く先に進みたい。そのための、急発進、急停車、無理な割り込みや追越し。どれも交通の流れを妨げます。道路での5分間の通過台数を考えれば、5分早く出発すればそれだけの台数を追い抜いたことになります。

迷惑をかけながら1、2台追い抜いたところで、たいして進んでいないということになります。



ためしてみよう! OX問題

正しいと判断したときは○の欄、まちがっていると判断したときは×の欄に✓印をつけてください。

問1 横断歩道とその手前30メートル以内のところでは、追越しは禁止されているが追抜きはできる。

○	×

問2 車両通行帯の有無に関係なく、トンネルの中は追越しが禁止される。

--	--

問3 前の車が自動車を追い越そうとしているときでも、安全を確認すれば、さらにこれらの車を追い越してもかまわない。

--	--

問4 急な下り坂で、前の小型特殊自動車が遅いので追い越した。

--	--

問5 横断歩道でも歩行者が横断していないことが確認できれば、前の車を追い越してもよい。

--	--

問6 学校や幼稚園や遊園地などの付近は、追越しが禁止されている。

--	--

問7 追越し中は、なるべく追い越す車との間を狭くした方がよい。

--	--

▶解答と解説は、129ページにあります。◀